

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	証券市場の機能拡充
15年度 重点施策	取引所制度の検討、資産の流動化の促進
参考指標	取引所制度の検討状況、資産の流動化の促進状況

2．政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること

3．政策の内容

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、「証券市場の改革促進プログラム」や金融審議会答申を踏まえ、証券市場の構造改革の一環として、取引所制度の検討を行うとともに、資産の流動化の促進に向けた取り組みを行うこととしました。

4．現状分析及び外部要因

一昨年の金融審議会において、クロス・ボーダー取引の増加や国際的な市場間競争の高まりを踏まえ、取引所のクロス・メンバーシップなど、積極的な海外展開を可能とするための制度整備が提言されたことを受け、法改正等の所要の整備を行いました。更に、金融審議会において、PTS や取引所取引原則の見直し、最良執行のあり方など国内市場の効率性・利便性向上を目指す制度整備について検討することとされていました。

また、資産の流動化の仕組みの一つである信託制度について、経済界を中心に、知的財産権の管理や資産の流動化において信託機能を活用したいというニーズが高まったことを受け、金融審議会・信託に関するワーキング・グループにおいて集中的な議論を行い、信託業法等の法整備を行うこととされていました。

このような制度整備は、「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれている他の措置とあいまって、市場機能を中核とした金融システムの実現に向けた大きな一歩になるものと考えます。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

取引所制度の検討

金融審議会金融分科会第一部会・取引所のあり方ワーキング・グループにおいて検討を重ねた結果、以下の結論を得ることができました。

ア．PTS について、市場間競争の促進の観点から、取引所に関するルールとのバランスに配慮しつつ、取引所と同様の機能を認め、また、グリーンシートについて、その健全な発展を促す観点から、証券取引法上の位置付けを明確化する。

イ．証券会社による顧客の注文の執行について、投資家利益の向上と市場間競争の促進の観点から、取引所原則を見直し、顧客にとって最良の条件で執行する義務として、最良執行の確保に関する制度を整備する。

資産の流動化の促進を図るため、以下の措置が行われました。

ア．流動化の仕組みの一つである信託制度について、受託可能財産を財産権一般に拡大するとともに、金融機関以外の者による信託業への参入を可能とすることを内容とする信託業法案を第 159 回通常国会に提出しました。

イ．貸出債権市場活性化の阻害要因の一つとされる貸出債権譲渡の際の法人顧客情報に関する守秘義務と情報開示の関係を明確化するよう全国銀行協会に要請し、「貸出債権市場における情報開示に関する研究会」において平成 16 年 4 月、報告書がまとめられました。

(2) 評価

取引所制度の検討については、金融審議会金融分科会第一部会の報告を受け、証券取引法において所要の改正を行うべく法案を提出し、平成 16 年 6 月に可決・成立しました。また、資産の流動化の状況に関しては、平成 15 年 9 月末現在における資産対応証券の発行残高が、3 兆 6,912 億円であり、平成 14 年 9 月末と比較して 8,013 億円増 (+127.7%) に拡大しています。このような状況に加えて、今後の資産流動化の一層の促進のため、信託業法案の国会への提出や、貸出債権譲渡の際の顧客情報に関する守秘義務と情報開示を明確にする旨の全国銀行協会への要請など更なる取組みが行われました。このように、15 事務年度に行った施策については、証券市場の機能拡充に一定の役割を果たしたものと考えられます。

6．今後の課題

証券市場の機能拡充に関しては、これまで着実に制度整備を実施してきたところですが、取引所制度については、今回の制度整備が真に実のあるものとするため、早期定着に向けて、改正証取法の円滑な施行に向けた政省令の整備及び制度の周知徹底等を行うとともに、引き続き今回の制度整備の定着状況についてフォローアップを行っていきます。また、資産流動化についても、信託業法案についての国会での審議を踏まえ、信託制度の整備の必要性について、引き続き、理解を求めていきます。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善（制度の早期定着に向けてのフォローアップ）や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、法令・制度等の整備の実施状況を参考としつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

法令・制度等の整備の実施状況

10．担当部局

総務企画局市場課